建設工事等における週休２日工事の事務取扱いについて

令和８年１１月４日市長決裁

（趣旨）

第１条　この取扱いは、戸田市が発注する建設工事等において、週休２日工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（県要領の準用）

第２条　土木工事における週休２日工事の実施については、埼玉県県土整備部「週休２日工事」に係る事務取扱要領を準用する。

２　営繕工事における週休２日工事の実施については、埼玉県営繕工事における「週休２日工事」に係る事務取扱要領を準用する。

附　則

（施行期日）

１　この取扱いは、令和８年１１月４日から施行する。